

## 所有者不明の私道(生活道路)の法整備を求める意見書

所有者不明の土地を有効利用するための特別措置法が、2018年6月6日の参議院本会議において可決、成立した。都道府県知事の判断で10年間、公益目的で使えるようにすることや、国や地方自治体がまちづくりや道路整備などの目的で用地取得する際の手続きを簡素化するもので、来年6月までに全面施行するとしている。

建売住宅などの開発後にできた生活道路が、開発業者が所有したまま倒産、廃業したり、所有者死亡後に相続をされず所有者不明のままの私道が多数存在している。この問題では、特措法においても地方自治体がどういう対応ができるのかが十分に明らかになっていない。

本来であれば、それら生活道路は市の管理となるよう移管されなければならないものが、業者や所有者が放置をして起こっている問題であり、その住宅に住んでいる住民は、当然享受されるべき下水道や道路補修などの住民サービスを受けることが出来ない状態が長期に渡って起こっている。住民の多くはこうした事態となることを、購入前には知らされていない場合がほとんどであり、当時の制度上の不備、不作為によるものであり、当該住民に移管にあたる多大な労力と時間、金銭的負担を負わずことは適当ではない。

こうした所有者不明の私道の下水道整備や道路の補修などの整備にあたり、反対者がいない場合は、所有者の探索の円滑化と所有者不明の私道整備を地方自治体ができる明確な法制度とすべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く求める。

### 記

所有者不明の私道(生活道路)の所有者探索を地方自治体が行えるよう、法を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月29日

泉大津市議会

送付先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官

